

群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）及びこの要綱の定めるところによる。
- 2 本要綱は、群馬県内の中小企業等において専門的な知識を有する人材の活用促進を図るため、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を通じて初めて副業・兼業人材に関する案件を成約した県内企業等に対して、関連する費用の一部を、予算の範囲内において、補助金として交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点」とは、群馬県内の中小企業等に対し、その成長の具現化に必要となる、経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を支援する拠点のことをいう。
- 2 この要綱において「副業・兼業人材」とは、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながるような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとする人材をさし、業務委託契約等に基づき職務や期間を限定してその業務に従事する者をいう。
- 3 この要綱において「登録人材紹介会社」とは、拠点に登録した有料職業紹介事業者をいう。
- 4 この要綱において「人材紹介手数料」とは、登録人材紹介会社に支払う人材紹介に係る手数料をいう。
- 5 この要綱において「補助事業の完了」とは、企業等が、人材紹介手数料及び副業・兼業人材への補助対象経費の支払を全て完了したことをいう。

(補助の対象、補助率及び補助上限額等)

- 第3条 補助対象となる経費、補助率及び補助上限額について、別表1に掲げるとおりとする。なお、拠点を通じて、初めて副業・兼業人材に関する案件を成約した県内企業等1社につき、1回限りとし、副業・兼業人材1人までとする。
- 2 補助対象案件の契約期間について、5ヶ月間を上限とする。
- 3 補助対象となる経費については、交付決定日以降にかかった経費とする。
- 4 申請する県内中小企業等（以下、「申請企業等」という。）が業務委託契約に基づき活用した副業・兼業人材が、事業主、取締役又は監査役の3親等以内の親族である場合、補助対象とすることはできない。

(交付の申請)

- 第4条 交付申請に必要な書類、提出期限、提出先は以下のとおりとする。

(1) 以下の書類を全て揃え、申請するものとする（各1部）。

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）

- ウ 申請企業等に関する概要がわかる資料（パンフレットなど会社の活動概要がわかるもの）
- エ 登録人材紹介会社の職業紹介等の事業に申請企業等が申込をしたことを証する書類
- オ 副業・兼業人材の履歴書及び職務経歴書
- カ 県税納税証明書（原本）（県税に滞納がないことの証明）
- キ 補助事業申請日前3か月以内に法務局で発行された、申請企業等の履歴事項全部証明書（コピーでも可）。申請企業等が個人事業主の場合、個人事業の開業届出書の写し等。
- ク その他県が必要と認める書類

（2）提出期限について、副業・兼業人材の従事開始日の2週間前までとする。

（3）提出先については、拠点とする。拠点での確認後、県に送付する。

（交付の決定等）

第5条 県は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、県は、必要に応じて現地調査等をできるものとする。

2 県は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときにはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）または補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請企業等に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請企業等は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、県が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

（交付決定の取消し）

第7条 県は、申請企業等が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 県は、前項の取消しの決定を行った場合には、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、申請企業等に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 県は、前条第2項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、県が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第9条 申請企業等は、事業の内容を変更しようとするときは、群馬県副業・兼業人材活用促進補助金変更等承認申請書（様式第6号）を拠点に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の交付決定額の20%を超えない減額をいう。）については、この限りでない。

- 2 申請企業等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、群馬県副業・兼業人材活用促進補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出しなければならない。提出先については、拠点とする。拠点での確認後、県に送付する。
- 3 県は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業遂行の義務）

第10条 申請企業等は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行う。

- 2 申請企業等は、契約した副業・兼業人材が計画どおりに業務を遂行しているかを確認しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業の完了に伴う実績報告に必要な書類、提出期限、提出先は以下のとおりとする。

- （1）以下の書類を全て揃え、提出するものとする（各1部）。

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 事業報告書（様式第9号）
- ウ 補助対象経費を支払ったことを証する書類（請求書と振込確認資料又は、支払領収書）
- エ 業務委託契約等を証する書類（契約書等の写し）
- オ 副業・兼業人材による業務日報（様式10号）
- カ その他県が必要と認める書類

- （2）提出期限

補助事業の完了日から起算して30日を経過した日（第9条第2項により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

- （3）提出先については、拠点とする。拠点での確認後、県に送付する。

（補助金額の確定等）

第12条 県は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の検査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第9条第1項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請企業等に補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の請求手続）

第13条 補助金の請求については、以下のとおりとする。

- （1）提出書類1部

補助金請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

補助金額確定通知書が到達した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日まで

(3) 提出先については、県とする。

(立入検査等)

第 14 条 県は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、申請企業等に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の経理)

第 15 条 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の証拠となる関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(県への報告)

第 16 条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。

(暴力団の排除)

第 17 条 申請企業等は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 13 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	企業等が負担する以下の経費 ・ 副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料 ・ 副業・兼業人材への報酬 ※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	上に掲げる経費の 10 分の 8 以内（千円未満切り捨て）とし、副業・兼業人材 1 人当たり 500 千円を限度とする。